

I. 事業の概要

1. はじめに

日本経済の先行きについて、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

こうした中で2026年度の当工業会の事業としては、①国際見本市の開催に関する事業（**JIAM 2028 OSAKA**運営の取り組み）、②家庭用ミシンを使ったモノづくりの普及促進（家庭用ミシン事業）、③工業会活動の活性化及び効率化の推進等を行うとともに、業界の発展に係わる諸課題の克服に向け会員への支援に取り組み、市場活性化と更なる発展を目指すこととする。

具体的には以下の事業活動を実施する。

2. 活動概要

(1) 国際見本市の開催に関する事業

「国際アパレル&ノンアパレル生産技術見本市」（**JIAM 2028 OSAKA**）について、2026年3月の理事会において、以下のとおり承認された。

開催テーマ：精密に、誠実に、サステナブルな価値を、**JIAM**から

Precision with Integrity - Designing a Sustainable Future at **JIAM**

会期：2028年5月24日（水）～26日（金）

会場：インテックス大阪

また、**JIAM 2028**実行委員会及び同WG（ワーキンググループ）を中心に、運営にかかわる事項を多角的に検討し、遂行する。

(2) 家庭用ミシン事業

近年、社会を取り巻く環境は少子高齢化等、著しい変化がみられ、消費者のライフスタイル（生活・文化等）も個性化が進むとともに、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向にある。

ユーザーニーズについても、衣服など実用的なソーイングからキルト、アップサイクルなどに見られる「ホビー性の強い、趣味としてのソーイング」へ移行しつつあり、高機能性・多機能性を備えた家庭用ミシンへの関心が高まっている。

このような環境の変化に対応したソーイング体験の場（ミシンに触れる機会）を提供し、モノづくりを通じて家庭用ミシン市場の活性化及び成長を促し、子供たちのアパレル・繊維産業への関心を広げることを通じて斯界の人材育成に寄与するため、市場対策第一員会において、以下の事業を行う。

1) ソーイングの普及促進

①第47回ホームソーイング小・中・高校生作品コンクール

「第47回ホームソーイング小・中・高校生作品コンクール」を実施し、学校教育におけるソーイングの普及拡大に努める。応募校数及び応募作品点数の増加を図るため、幅広く関係先への周知を図る。経費削減のため、前年同様データにてeメールでの案内とする。さらにLINEの活用を推進する。なお、ホームソーイング事業の応募校、応募作品数増に向けた検討を継続する。

②「ミシンの日」の周知

「3月4日はミシンの日」、「1月～3月はミシンの月」について、広く周知していくため、「ソーイング」に関する効果的な広報方法を検討し、ミシンの利用拡大に努める。

③経済産業省子どもデーへの参加

例年8月に行われる「子ども霞が関見学デー」の一環として実施される「経済産業省子どもデー」に参加し、子供たちに家庭用ミシンを使ったソーイング小物づくり体験を行い、ホームソーイングの普及促進活動を実施する。

④ソーイング普及活動での社会貢献

家庭用ミシンを利用したソーイング普及の機会を通じ、社会貢献を行う。

⑤「ソーイング大好き」情報マガジンの発行

ホームソーイング小・中・高校生作品コンクールの入賞者や応募者のソーイング活動の充実を図るため「ソーイング大好き」を発行する。宣伝活動として、経済産業省子どもデーなどのソーイング体験の場においてQRコード付きの案内チラシを配布する。

⑥学校教育における「もの作り」の推進

学校教育におけるミシンの授業時間が減少傾向にある。学校教育でのミシン利用促進を図るため、家庭科教師へのミシン習熟に向けた推進策を検討する。

2) 市場の活性化

①家庭用ミシン現行販売機種一覧表（毎年4月1日及び10月1日現在）の作成・配付

家庭用ミシンの流通適正化のもとに、消費者利益の保護を図り、販売中止機種(価格撤廃)等の時期を明確にするため、毎年4月1日及び10月1日現在の家庭用ミシンの現行販売機種、新機種、廃止機種について一覧表を作成し、関係流通団体へ通知するなど、流通秩序の適正化に努める。

②家庭用ミシン価格帯別流通動向調査（3ヶ月毎）

多様化する消費者の生活様式に伴い、家庭用ミシンも幅広い価格帯のものが販売されており、市場ニーズの変化に的確に対処するため、家庭用ミシンの国内販売機種について、四半期毎に(1～3月分、4～6月分、7～9月分、10～12月分)、価格帯別の流通動向調査を実施し、消費者ニーズの動向を把握する。

③流通市場の問題点、課題等についての意見交換

家庭用ミシン流通市場における問題点、課題について検討するとともに、ミシンの販売流通関係団体との交流、情報交換を図り、業界の発展並びに市場の活性化に努める。

④販売業界との連携強化策の検討

ホームソーイングの普及促進、ミシンの利用拡大を図るため、ミシン販売業界と連携して、ミシンを身近に感じる具体策を検討する。連携強化策の一環として、販売店に技能士が居る店として消費者へ信頼を高め、販売促進を図るための技能士シールを普及させるとともに、展示会等でミシン展示、実演等のイベントに統一感を生み、ミシン展示を際立たせるため、展示台、実演台等を装飾するための宣材物（テーブルスカート）をアピールする。

⑤ミシンに関する各種相談への対応

消費者相談窓口において、関係会員の消費者相談窓口と密接な連携を保ち、消費者および地方公共団体等関係先からの問い合わせ、相談等に対処する。

(3) 工業会活動の活性化及び効率化の推進

工業会と会員の発展のためその活動を広く周知させるとともに、工業会活動のさらなる活性化を図り且つその効率化を推進する。

1) 工業会活動の改革・見直し

工業会の活動が業界の発展と会員への支援に直結したものとするため、会員企業からの意見を

- 聴取するとともに、必要に応じ事業・運営の改善・改革に反映させる。
- 2) 会員の負担軽減の検討
委員会組織の見直し・活性化、オンライン及びeメールを活用した効率的な会議運営を引き続き実施する。
 - 3) 工業会活動の確実な実施
 - ①中小企業等経営強化法に関する生産性向上要件証明書の発行
中小企業等経営強化法に関する生産性向上要件証明書発行団体の業務を引き続き行う。
 - ②中小企業省力化投資補助金への対応
中小企業省力化投資補助金について、製品カテゴリ登録及び製品登録に関する業務を行う。
 - ③正会員、賛助会員の充実
内外展示会のJASMAブースでのPR活動、中小企業等経営強化法に関する証明書の申請受付、省力化投資補助金等において、工業会活動内容やメリットを広報し会員獲得に向けた取り組みを行い、工業会活動の充実を図る。
 - ④「縫製機械整備作業」技能検定に向けた取り組み
 - A) 隔年で実施されている厚生労働省所管の国家試験「縫製機械整備作業」技能検定試験に対して、引き続き、受検者増を図るため、広報活動を充実させる。
 - B) 技能検定試験及び技能士を広くPRするため、工業会ウェブサイトからの情報発信による広報活動を充実させる。
 - ⑤コネクテッドインダストリーへの対応等
 - A) CADデータのミシンでの活用を図るための「共通フォーマット」の普及に向け活動する。
 - B) 若手社員向けイノベーション研修を実施する。
 - 4) 広報活動
 - ①会員向け広報活動
 - A) JASMA統計、ニュースレターの発行（毎月1回）
政府が公表する各種統計を整理し、JASMA統計として会員へ提供する。また、ニュースレターを発行し、工業会の事業活動をはじめ関係諸機関の動向について会員に伝達する。
 - B) 会員への情報提供
関係諸機関並びに公共団体等が公表する情報等を収集し、入手資料等として会員へ提供する。
 - ②外部向け広報活動
 - A) JASMA会報の発行（年4回）
工業会活動等について外部への広報活動を積極的に行うため、JASMA会報編集WGにおいて編集等を検討し、JASMA会報を発行する。
 - B) 工業会ウェブサイトの更新・充実
工業会事業等について広く広報活動を行う。
 - 5) 内外関係機関等との交流及び協力に関する事業
 - ①関係官公庁との交流、連携、協調
経済産業省及び関係官公庁の依頼による調査の実施、資料及び情報の提供、意見の具申等に対応する。また、繊維関係団体との密接な関係を図り、情報共有、資料の交換等連携を図る。
 - ②関係機関・団体との連絡協調

関係機関・団体との交流・協力を深めるとともに、情報等を入手し会員へ提供する。

③国内展示会への出展

A) FISMA TOKYO (2026年11月12日(木)、13日(金) 東京ビッグサイト) への出展について検討し対応する。

B) ASM OSAKA (2027年2月26日(金)、27日(土) インテックス大阪) への出展について検討し対応する。

④海外関係機関との交流及び協力について

海外関係団体との意見・情報交換を行うとともに、各国間における協調・協力を推進する。また、Texprocess2026 (2026年4月21日(火)～24日(金)) を訪問し、情報収集を行う。

(4) 使用技術の普及及び啓発に関する事業

1) 知的財産権保護対策

海外製品による知的財産権侵害品の流通実態の把握に努め、適切な対応を行い市場の健全な発展を図るため、知的財産権保護対策委員会において以下の事業を行う。

①政府関係機関(日本貿易振興機構各センター等)からの情報入手

政府、日本貿易振興機構(ジェトロ)、関係団体等から知的財産権に関連する情報等を収集し、関係委員会で共有する。

②模倣実態調査の実施

世界市場を対象とした「定期的模倣実態調査」を実施する。

③中国における知的財産権侵害行為に対する日本貿易振興機構(各センター)との連携

日本貿易振興機構(北京センター、上海センター)との連携を図り、中国における知的財産権侵害行為に対する情報収集を行い、対応を検討する。

2) 外部の技術視察について

我が国機械工業における最先端技術及び技術革新に関する現状を把握し、縫製機械産業の技術開発の参考とするため、技術第一委員会、技術第二委員会において外部の技術視察を実施する。

3) 電気用品安全法の技術基準体系の見直しに対する対応

電気用品安全法への対応として、電気用品安全法技術基準体系等の見直しに関連する情報収集を行うとともに、必要に応じ対応する。

4) 内外の環境規制に関する情報収集

内外の環境規制について情報を収集し、関係委員会で共有するとともに、必要に応じ対応を検討する。

(5) 生産、流通等に係る調査及び企画の立案・推進に関する事業

1) 調査事業について

①国内調査

国が公表する生産、販売、輸出入統計及び諸団体が実施する諸統計資料等を収集整備する。

②海外調査

主要国の需要動向、経済動向等について情報を収集し、会員へ提供する。

2) 統計事業について

①経済産業省の生産動態統計及び財務省通関統計の収集、分析を行い、統計を整備する(月報、年報)。

②家庭用マシン、工業用マシン及び部品について、生産、輸出入に関する工業会統計（四半期、半期、年報）を作成し、会員に提供するとともに事業活動に資する。

4) 工業用マシン・部品・関連機器事業について

情報社会、環境社会及びグローバル化の進展に対し的確に対応し、市場の活性化に努めるとともに、業界の健全な発展を図るため、以下の事業を実施する。

①国内及び海外市場について内外関係機関からの情報収集

国内及び海外市場に関する情報収集を行い、市場動向を把握するとともに会員へ提供する。

②国際規格、経済連携協定に関する情報収集

国際規格及び経済連携協定のほか、海外関係業界に関する最新の海外情報等を収集し、会員へ提供する。

③部品部会を開催し、業界発展に向けた意見交換を行うとともに、縫製機械業界の参考とするためのセミナーの開催を検討する。

(6) 標準化の推進に関する事業

1) 国内規格（JIS規格等）

関連団体との交流を図り、規格に関する情報の収集を行い、随時、会員企業へ提供する。

2) 国際規格（ISO/IEC規格等）

国際標準化活動（ISO/TC148・マシン、IEC/TC44）について情報収集を行うとともに、必要に応じて検討を行う。

3) 一般社団法人日本機械工業連合会の機械安全（IEC/TC44）部会に参加し、関連する最新情報を入手し会員へ提供するとともに、工業会の意見を反映させる。

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

1) 労働力の確保に関する事業について

労務委員会において、業界全般の労務状況に関する意見・情報交換を行うとともに、広く国内外の状況を把握し、今後の業界の労務対策の立案に資する。

2) PL対策について

PL法に対する状況を把握し、常に状況をフォローするとともに、団体PL賠償保険制度を活用する。